

# 枕崎市建設工事に係る 最低制限価格の算定方法の見直しについて（令和4年6月1日から）

枕崎市が発注する建設工事について、令和4年6月から、下記のとおり最低制限価格の算定方法を変更します。

※ 赤字となっている部分が、今回変更となる箇所です。

## ○算定方法

最低制限価格は、予定価格の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額とします。

$$K = A + B + C + D$$

A：直接工事費の額 × 0.97

B：共通仮設費の額 × 0.9

C：現場管理費の額 × 0.9

D：一般管理費の額 × 0.68

設定範囲：予定価格 × 0.92 ≥ 最低制限価格 ≥ 予定価格 × 0.75

## ○適用時期

令和4年6月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事の入札から適用

問合せ先：枕崎市役所 建設課 管理係（0993-72-1111〔内線231、232〕）